

答 申

第1 審査会の結論

懲戒免職処分とされた教員に関する調査書類について長野県教育委員会が非公開とした情報のうち、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる情報は、公開すべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成24年（2012年）9月24日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、「2012年度中に免職処分となった6名（9月13日付け1名、8月9日付け2名、6月14日付け1名、5月30日付け1名、5月17日付け1名）の教員に関して県教委が調査を行った全ての書類」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 長野県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）は、平成24年度中に免職処分となった請求対象6名の教員に係る調査書類について、別表「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を対象文書として特定し、非公開部分の判断に多くの時間を要することを理由に公開決定等の期間を延長した上で、平成24年10月18日、別表「非公開とした情報」欄記載の情報を、条例第7条第2号又は第6号に該当するとして非公開とする公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成24年11月8日、異議申立人は、非公開部分の公開を求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人が公開請求をした趣旨は、当該非違行為をした教員の非違行為の内容を知りたかったからではなく、行政がどのように関与したのか知りたかったからである。し

かし、これが全然公開されない。県民の知る権利、国民の知る権利を全く無視した部分公開、こういうことはあってはならない。

- 2 対象文書の95%は、公開しない部分とされており、これでは、事件の内容を県民が把握し、長野県知事及び長野県教育委員会の杜撰な実態を長野県民及び全国民に告発し矯正することができない。
- 3 被害者の個人情報、公式には絶対に流してはならない。被害者の情報はマスキングした上で、残りは全部出すのが筋である。
- 4 6名の事案に関する可能な限りの情報開示を求めるとともに、長野県民から非難され取消を余儀なくされた非公開決定指針に対する吟味をも実施すること、被害者のプライバシーを楯に、長野県教育委員会の腐った体質を覆い隠そうとする姿勢を改めさせ、長野県青少年育成条例を制定し、全国あるいは世界に恥じない県政に改めることを要望する。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、市町村立学校職員及び県立学校職員6名が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒処分となった件に関する調査書類である。
懲戒処分の内容は、盗撮行為2件、わいせつ行為4件である。
- 2 非違行為に関する調査書類には、必然的に個人情報が多数含まれている。
「事故速報カード、事故報告書」、「顛末書」、「上申書、意見書」の各文書中、被害者の氏名、被害者の特定につながる情報、被害状況等は、特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合して特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第2号に該当するため非公開とした。
- 3 条例第3条には、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないと規定されている。
本件決定に当たっては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう、特に被害者及び被害者家族の保護に最大限の配慮をして判断した。

- 4 被害者は未来ある児童生徒である。また、学校という現場は、生徒間で噂などが際限なく広がっていく可能性があるところである。被害者が、情報公開によりさらに苦しむことがないよう、少しでも被害者の特定につながる可能性があるものや、わいせつ行為の内容や被害者の言動など、他人に知られたくないと考えられるものについては、全て非公開とした。
- 5 「顛末書確認の会の記録、事情聴取の記録」に記載された内容については、公開されると、今後、他の懲戒処分の場合においても、被処分者が公開されることをおそれてありのままに話すことに消極的になるおそれがある。その結果、非違行為の内容や動機・背景などについて具体的かつ詳細な情報が十分に得られなくなり、処分の軽重の判断が困難となるなど、公正な人事管理業務に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると判断し非公開とした。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書について

(1) 本件公文書の特定

本件公文書は、平成24年5月から同年9月にかけて本件実施機関が懲戒免職処分に付した事案に係る次の①から④までの文書であり、本件請求に対する文書の特定に当たっては、本件実施機関は異議申立人と該当文書の確認を行っており、本件公文書の特定に関して争いはない。

- ① 事故速報カード（市町村（組合）立学校の場合）、事故報告書（県立学校の場合）
- ② 顛末書（市町村（組合）立学校及び県立学校で共通の名称）
- ③ 上申書（市町村（組合）立学校の場合）、意見書（県立学校の場合）
- ④ 顛末書確認の会の記録（市町村（組合）立学校の場合）、事情聴取の記録（県立学校の場合）

なお、6名の事案については、以下のとおり、処分日の新しい順にAからFまでの

記号を付して記載することとする。

A事案	平成24年9月13日付け処分	市町村立小学校教員
B事案	平成24年8月9日付け処分	市町村立小学校教員
C事案	平成24年8月9日付け処分	県立高等学校教員
D事案	平成24年6月14日付け処分	県立高等学校教員
E事案	平成24年5月30日付け処分	県立高等学校教員
F事案	平成24年5月17日付け処分	市町村立中学校教員

(2) 本件公文書の取得・作成理由

学校に事故(学校施設に関する事故、職員・児童生徒等に係る事故や問題行動など)が発生したときには、本件実施機関は、事故の内容を把握し、事故に対して適切な対応をするため、市町村(組合)立小・中学校の場合は、「義務教育諸学校等に係る報告事項等について」(昭和59年3月2日付け58教義第417号教育委員会通知)に基づいて、市町村(組合)教育委員会及び県教育事務所を経由の上、また、県立学校の場合は、「長野県立学校長職務規程」(昭和25年7月10日付け教育委員会訓令第2号)に基づいて、それぞれ事故の発生した学校の校長に、速やかに報告することを求めている。本件公文書のうち、事故速報カード及び事故報告書は、校長がこの報告を行った文書である。

また、事故の内容が本件実施機関の任命権が及ぶ職員の非違行為である場合は、本件実施機関は、その任命権限に基づいて、非違行為を行った職員について、必要な調査、情報の収集、事実関係の把握を行い、地方公務員法に基づく懲戒処分を行う必要性を検討のうえ、その処分を行うこととしている。本件公文書のうち、顛末書、上申書及び意見書並びに顛末書確認の会の記録及び事情聴取の記録は、非違行為の事実関係を把握するために、本件実施機関が取得し、又は作成した文書である。

(3) 本件公文書の文書ごとの内容等

① 事故速報カード及び事故報告書

A事案からF事案までの事故は職員の非違行為であったことから、校長が、非違行為の発生日時、非違行為を行った職員の氏名、被害者である児童生徒の氏名、事案の概要、学校のとった対応等について記載し、本件実施機関に報告した文書である。

② 顛末書

非違行為を行った職員が、非違行為に至った経過、原因として考えられること、反省の意及び今後の決意などを自筆で記し、市町村立学校職員の場合は校長、市町村教育委員会及び県教育事務所を経由の上、県立学校職員の場合は校長を経由の上、本件実施機関に提出した文書である。

③ 上申書及び意見書

校長が、非違行為を行った職員に関する評価や事案に対する校長としての意見等を記し、市町村立学校の場合は市町村教育委員会及び県教育事務所を経由の上、県立学校の場合は直接、本件実施機関に提出した文書である。

④ 顛末書確認の会の記録及び事情聴取の記録

本件実施機関は、非違行為に係る正確な事実の把握及び非違行為を行った職員に対する処分の内容等の検討のため、非違行為を行った職員から、本人が提出した顛末書に基づき、非違行為に至った経緯、非違行為の内容、非違行為を行った当時及び聴取時の心情等を聴取することとしているが、本件実施機関において、そのときのやり取りを記録した文書である。

3 判断に当たって留意した事項について

本件実施機関は、①事故速報カード及び事故報告書、②顛末書、③上申書及び意見書について、学校名、被害児童生徒の氏名、被処分者の氏名、被害状況等を、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから条例第7条第2号に該当するとして、また、④顛末書確認の会の記録及び事情聴取の記録については、その内容を、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当するとして一部公開決定を行った。

本件実施機関の決定の妥当性について個別に検討を行うに当たって、本審査会が留意した事項は以下のとおりである。

(1) 被害児童生徒の保護の重要性について

本件公文書に記載された事案は、教員による盗撮行為2件、わいせつ行為4件であり、被害児童生徒の氏名、被害を受けたときの状況など、被害者である児童生徒を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することができることとなる情報を含む。）が多数含まれている。

仮に、情報公開によって、被害児童生徒が特定され、又は特定されるおそれがあるとすると、被害児童生徒は、教員の盗撮やわいせつ行為による直接の被害を受けた上に、さらに被害者探しによって静穏な生活学習環境が害されたり、学校や地域において好奇の目にさらされることになりかねない。そうした事態になれば、被害児童生徒は、深い心の傷を負い、友人や周囲の人に対する不信を募らせるなど人間関係を構築する上で大きな支障を生じたり、自己肯定感を喪失するなど、心身の発達において回復し得ない深刻な事態を生じかねない。

これらの事情は、被害児童生徒が直接識別される情報はもとより、「他の情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することができることとなる情報」についても、同様である。発育途上にある被害児童生徒のプライバシーには最大限の配慮がされなければならない。

(2) 条例第7条第2号本文該当性について

本件公文書の中には、被害児童生徒、わいせつ行為を行った教員本人、校長、保護者などの「個人に関する情報」が多数記載されている。条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、同号ただし書きに該当しない限り非公開である。

本号本文該当性の判断に当たっては、以下の点に留意すべきである。

ア 「他の情報」の範囲

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報」に該当するか否かの判断の際の照合の対象となる「他の情報」の範囲は、一般的な事案にあつては、公知の情報や一般人が通常入手し得る情報をいい、特定人のみが知っている情報や、詮索活動によらなければ入手し得ない情報は含まないとするのが適当であるが、本件のように発育途上にある被害児童生徒のプライバシーに最大限の配慮をしなければならない事案にあつては、被処分者の在籍校の児童生徒、保護者、地域住民など特定の者が有する特定の情報をも対象として考えるのが、被害児童生徒の保護の観点から適当である。

イ 情報の多面性

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の氏名が被害児童生徒の識別につながったり、被処分者の行った非違行為の内容が被害児童生徒の受けた被害の内容であるなど、被害児童生徒以外に関する情報であると同時に被害児童生徒に関する情報でもあるものが多い。直接被害児童生徒が識別される情報でなくても、被害児童生徒の識別やその可能性につながるかどうか、慎重に判断を行うこととする。

ウ 権利侵害情報

特定の個人を識別することができる情報を非公開情報とすることにより個人の権利利益は基本的には十分保護されるものであるが、条例第7条第2号本文は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても、個人の権利利益の保護の観点から非公開としている。

本審査会においては、過去に、特別支援学校における体罰事案において、被害を受けた生徒の障がいの程度、固有の症状及び行動を記載した部分や、被処分者が反省の意をこめて自書した顛末書を「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断しているところである（審査会答申第70号）が、今回の盗撮・わいせつ行為事案に係る文書においても、個人の人格や内面と密接に関連する被処分者等の反省や悔悟が記載された部分は、特定の個人を識別することはでき

ない場合であっても、「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、非公開とすべきものと判断する。

(3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ア 「懲戒処分等の指針」中の「公表基準」との関係

本件実施機関は、懲戒処分を行ったときには、非違行為の再発防止と県民に対する説明責任を果たすため、「懲戒処分等の指針（平成18年6月13日長野県教育委員会決定）」中に「公表基準」を定め、本件実施機関において処分を決定した後、被処分者の氏名や処分の内容等を速やかに発表資料により報道関係者等に提供するとともに、本件実施機関の会議資料として同内容のものをホームページに掲載し公表しているところである。

A事案からF事案までの懲戒処分が行われた当時の「公表基準」においては、職員を懲戒免職処分とした場合には、原則として、被処分者の氏名、学校名、職名、年齢及び性別、処分の内容、処分の時期並びに処分の事由を公表することとしている。この「公表基準」の取扱いを条例第7条第2号との関係で整理すると、「公表基準」により公表された被処分者の氏名をはじめ被処分者を識別できる情報は、同号本文に該当する「個人に関する情報」であっても、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開すべき情報と取り扱うべきものである。本件実施機関のA事案からF事案までの中では、D事案において、この「公表基準」の原則的な取扱いにより、被処分者の氏名をはじめ被処分者を識別できる情報が本件実施機関の発表資料により公表されており、これらの情報は同号ただし書アに該当し、公開すべき情報となる。

なお、「公表基準」により公表された被処分者を識別できる情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当するとしても、当該被処分者にとって懲戒処分を受けたことは秘匿性の高い情報であることから、未来永劫に公開する情報とすべきではなく、時の経過とともに保護されるべき情報である。この点、D事案においては、本件実施機関の公表から本件請求までの期間が3か月程度と短いことから、時の経過により保護すべき情報には当たらず、公開すべき情報と判断する。

一方、「公表基準」においては、懲戒免職処分に付した場合であっても、わいせつ事件の被害者等が事件を公表しないよう求めている場合にあつては、被処分者の氏名及び学校名等を校種及び職位に替え、また処分の事由を概要化するなど、被害者等のプライバシーや心情に配慮することとされている。この配慮に基づき、本件実施機関においては、D事案を除いたA事案からC事案まで、E事案及びF事案の公表内容を次表のとおりとしている。

A事案	氏名及び学校名は公表せず、所属を「小学校（中信地区）」とのみ公表し、処分の事由も概要化して公表
-----	---

B 事案	氏名及び学校名は公表せず、所属を「小学校（北信地区）」とのみ公表し、処分の事由も概要化して公表
C 事案	氏名及び学校名は公表せず、所属を「高等学校（北信地区）」とのみ公表し、処分の事由も概要化して公表
E 事案	氏名及び学校名は公表せず、所属を「高等学校（東信地区）」とのみ公表し、処分の事由も概要化して公表
F 事案	氏名及び学校名は公表せず、所属を「中学校（東信地区）」とのみ公表し、処分の事由も概要化して公表

これらの事案の公表内容は、被処分者が識別できたり、被害児童生徒が識別され、又は識別されるおそれがあるとはいえず、同号本文に該当するものではないことから、同号ただし書の適用を論ずる必要はないところである。

イ 新聞報道等との関係

当審査会が調査したところ、本件請求に係る6件の事案は、事案発生時や本件実施機関の処分時において事案の内容や懲戒処分の内容等が報道されている。なお、報道は、新聞の他にテレビ等で報道された事案もあったと推測されるが、現時点で記録として確認できるものは新聞報道であることから、以下新聞報道に限定して検討する。

B事案とC事案に係る新聞報道は、本件実施機関が処分を決定した後に報道関係者等に提供した発表資料程度のものであり、個人を識別できる情報は含まれていない。一方、他の4事案について新聞報道された内容には、本件実施機関が公表していない情報も含まれており、警察が報道機関に対して提供した情報、報道機関が様々な情報源に対して取材を行い、その取材によって取得した情報などを組み合わせて、報道機関の判断により報道したものと推察される。

新聞報道において、何を掲載するか、どういった内容で掲載するかは、それぞれの報道機関の判断によるものであって、すべての新聞報道が同一の内容となるものではないことから、新聞報道されたことのみをもって直ちに、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは言いがたい。実際に、教員の非違行為に関する新聞報道を確認したところ、非違行為の発覚時には被処分者名が報道された事案であっても、その後間もなく被処分者名を伏せた形で掲載した報道機関もあったところである。

また、新聞報道されたことを根拠に被害児童生徒を識別できる情報を公開すべきとすることは、条例第3条で規定する「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮」を求める条例の趣旨にも反することとなる。

(1)に記載した被害児童生徒のプライバシー等の保護の重要性・必要性に鑑み、新聞報道された内容をもって条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして、一律に公開すべきとす

るのではなく、個別に公開・非公開を判断することとする。

ウ 公務員の職務遂行

非違行為を行った教職員が在籍する学校の校長や教職員及び市町村教育委員会職員等の職名及び氏名については、「個人に関する情報」であって、条例第7条第2号ただし書ウ「公務員の職務の遂行に係る情報」に該当し公開すべき情報ではあるが、これを公開することにより、被害児童生徒が識別される場合や識別される可能性がある場合には、(2)イに記載のとおり慎重に取り扱うべきものであり、被害児童生徒の保護の観点から、非公開とすべきものと判断する。

なお、被処分者が盗撮やわいせつ行為を行った内容については、公務員としての職務とは無関係であることから、職務遂行上の情報とはいえ同号ただし書ウに該当しないものと判断する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定し、同号アからオまでに典型的な事務とそのおそれを例示している。そして、同号エで「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と定めている。

本号の適用に際しては、本号が公開原則の例外を定める規定であることを踏まえ、厳格にこれを解釈する必要がある。とりわけ、「支障」の判断に当たっては、公開することにより生ずる支障のみでなく、将来同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案すること、公開することによる支障は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと、公開することによる支障のおそれは単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならない。

4 本件公文書ごとの条例第7条各号該当性の判断について

① 事故速報カード及び事故報告書（非公開部分のないD事案を除く。）

a 被害児童生徒の氏名等

本件実施機関が非公開とした情報は、被害児童生徒の氏名、年齢、学年、クラス名及び学習状況等である。これらの情報は条例第7条第2号本文に該当し、非公開とすべき情報である。

被害児童生徒の氏名を除いた部分の情報であっても、当該学校の他の児童生徒や保護者などの関係者に被害児童生徒が識別され得る情報については、被害児童生徒の権利利益を保護する観点から特に慎重に判断し、非公開とすべきである。

ただし、E事案における被害生徒をアルファベットで表記した部分及びC事案に

おける性別は個人を識別できないことから公開すべきである。

b 被害（非違行為）の内容

本件実施機関が非公開とした情報は、事故の日時、場所及び被害（非違行為）の具体的な内容等である。

これらの情報は、本件決定において公開されている情報と照合することにより、当該学校の他の児童生徒や保護者などの関係者に被害児童生徒が識別されるおそれがあるため、非公開とすべきである。

ただし、事故発生年については、公開しても被害児童生徒が識別されるとはいえないため公開すべきである。

c 被害児童生徒の保護者の行動等

本件実施機関が非公開とした情報は、被害児童生徒の保護者の行動等である。

これらは、当該学校の他の児童生徒や保護者などの関係者に被害児童生徒が識別されるおそれがあるため非公開とすべき情報であるが、単に来校した事実や話し合いを行った事実については、被害児童生徒が識別されるとはいえ公開すべきである。

d 学校名、校長氏名等

本件実施機関が非公開とした情報は、学校名、校長氏名、校長の印影（公印）及び学校が推測される情報である。

学校名については、公開することにより、当該校の児童生徒や保護者から被処分者や事件の情報を聞き出すなど被害児童生徒を詮索する端緒となり得、結果として被害児童生徒が識別されるおそれがあるため非公開とすべきである。校長の印影（公印）についても、学校名が分かることから同様である。

また、校長氏名については、個人に関する情報のうち、公務員の職務の遂行に係る情報であって条例第7条第2号ただし書ウで規定する公開すべき情報であるが、公開することにより、学校名と同様、被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべきである。

学校が推測される情報については、一般的な行事名、保護者説明会の出席者数、PTA役員の状況等は公開しても学校が特定されるとはいえ公開すべきであるが、学校が特定される当該校固有の情報については非公開とすべきである。

e 被処分者の氏名、担当クラス、担当教科等

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の氏名、担当クラス、担当教科及び赴任時期等である。

これらの情報は、公開すると本件決定において公開されている情報や容易に入手

し得る他の情報と照合することにより、学校関係者や地域住民などに、被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべき情報である。

ただし、担任をもっているという情報については、担任をもっている教員の数が多いことから、当該情報によって特定の個人が識別されるとはいえないため、公開すべきである。

f 市町村名、郡名等

本件実施機関が非公開とした情報は、市町村名、郡名及び市町村が推測される情報である。

市町村名は、学校数が少ない市町村にあつては、公開することにより、学校の特定が容易になり、上記dの学校名を公開したときと同様、被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべきである。一方、小学校又は中学校が多数存在する市町村にあつては、学校が特定され被害児童生徒が識別されるおそれが高くないことから、公開すべきである。

郡名、地域の呼称は、市町村名が非公開とされていれば、直ちに学校名が特定されるとはいえず、公開すべきである。

市町村教育委員会の一般的な組織名は公開されても市町村が特定されるとはいえず公開すべきであるが、当該市町村固有の情報については非公開とすべきである。

g 報告の日時等

本件実施機関が非公開とした情報は、校長が初めて知った日及び事故報告を行った日付である。

これらは、非違行為の発生日時と必ずしも相関関係にあるとはいえず、当該情報によって非違行為を特定することはできないことから公開すべきである。

ただし、非違行為の発生日時との関連から、公開することにより、非違行為の発生日が推定され、当該学校の他の児童生徒や保護者などの関係者に被害児童生徒が識別されるおそれがあると認められる場合には非公開とすべきである。

h 学校の対応

本件実施機関が非公開とした情報は、校長及び関係職員が被害児童生徒の保護者と話し合いを持ったという事実や、被処分者の在籍校の児童生徒の不安を和らげるためにスクールカウンセラーの派遣を受けた事実及びその対応の日付、時間並びに保護者説明会における校長の発言等である。

学校がどのように対応したかの事実や、校長の発言等については、被害児童生徒が識別されない限り公開すべきである。

ただし、その対応の日付については、非違行為の発生日時との関連から、公開することにより、非違行為の発生日が推定され、当該学校の他の児童生徒や保護者な

どの関係者に被害児童生徒が識別されるおそれがあると認められる場合には非公開とすべきである。

i 被処分者の罪状

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の罪名、逮捕日及び釈放日、罰金額等である。

罪名については、公開すると、本件決定において公開されている他の情報と照合することにより被害児童生徒が識別されるおそれがあるため非公開とすべきである。

逮捕日及び釈放日、罰金額については、特定個人が識別されるとはいえないため公開すべきである。

j 被処分者の状況等

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の家族状況、被処分者に対する評価、非違行為発覚後の被処分者の発言及び思い等である。

これらの情報のうち、被処分者の内心について書かれた情報については、被処分者が識別されない場合であっても被処分者の権利利益を害するおそれがあることから非公開とすべきである。

その他については、被処分者が識別されるおそれはなく、権利利益を害するおそれもないことから公開すべきである。

k 関係職員の氏名等

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者の在籍校の職員の職名及び氏名、市町村教育委員会職員の氏名、地区の校長会の役員氏名、県教育委員会事務局及び県教育事務所職員の氏名、警察職員の氏名等である。

警部補以下の職員の氏名を除くこれらの情報は、個人に関する情報のうち公務員の職務の遂行に係る情報であって条例第7条第2号ただし書ウで規定する公開すべき情報である。ただし、公開することにより被処分者の在籍校が特定され、被処分者ひいては被害児童生徒が識別されるおそれがある場合には非公開とすべきである。

担任をもっているという情報については、担任をもっている教員の数が多いことから、当該情報によって特定の個人が識別されるとはいえないため公開すべきである。

また、地区の校長会の役員氏名、県教育委員会事務局及び県教育事務所職員の氏名については、それぞれの者が関係する学校数が一定数あることから、公開されても直ちに学校が特定されるとはいえず公開すべきである。

l 関係者氏名並びに関係者及び関係職員の発言等

本件実施機関が非公開とした情報は、PTA役員、報道機関記者の氏名及びこれ

らの者の発言、関係市町村の教育委員長の発言、保護者会での保護者の発言等である。

P T A 役員の氏名、報道機関記者の氏名については、個人が識別される情報であり非公開とすべきである。

発言のうち、公開されても特定の個人が識別されるおそれがない一般的な発言については公開すべきであるが、記者会見における報道機関記者と学校側のやりとりのうち、被処分者が識別され得る部分については非公開とすべきである。

m 警察署名等

本件実施機関が非公開とした情報は、警察署名及び簡易裁判所名である。

警察署及び簡易裁判所の管轄範囲は広く、これらの情報を公開しても、特定の個人が識別されるとはいえず公開すべきである。

n 警察の捜査等に関する内容

本件実施機関が非公開とした情報は、警察からの連絡内容及び警察による捜査や聴取が行われたという事実である。

警察からの連絡内容には特定の個人を識別する情報は含まれておらず、また捜査や聴取が行われたという事実のみでは特定の個人が識別されるとはいえず、公開すべきである。

なお、本件実施機関は、意見聴取の際、警察の捜査等に関する記述を公開することにより、学校又は教育委員会との信頼関係が損なわれるとして、条例第7条第6号の事務支障情報に該当する旨の主張をしているが、本件公文書中には捜査や聴取が行われた事実が記述されているにすぎず、公開することにより、学校又は教育委員会と警察との信頼や協力関係が損なわれ、今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、同号には該当しない。

② 顛末書

当審査会が見分したところ、表題、あて名、作成年月日、学校名及び被処分者名等を記載した部分と本文からなることが認められた。

以下、下記の区分ごとに判断する。

なお、下記の区分を除く各情報については①事故速報カード及び事故報告書における各情報と同様に判断する。

o あて名及び作成年月日

本件実施機関は、C事案、D事案及びE事案においてあて名を非公開としたが、あて名はすべて長野県教育委員会教育長であり、公開すべきである。

また、顛末書の作成年月日については、すべての事案において非公開としたが、

事案の発生日との関連性はないことから公開すべきである。

p 被処分者の印影

本件実施機関は、被処分者の印影をすべて非公開とした。

通常、公務員が職務で使用する印章は公務のために準備した印章であることから、その印影は条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開すべきものである。しかし、D事案を除いたA事案からC事案まで、E事案及びF事案における被処分者の印影は、①eで述べたとおり、公開することにより被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべきである。

q 顛末書本文

本件実施機関は、すべての事案について顛末書本文すべてを非公開とした。

顛末書本文には、非違行為を行った当時の心理状態、本人の反省状況や心情等個人の人格に密接に関係する内容が詳細に記述されている。これら個人の人格に密接に関係する情報が公開されると、被処分者にとっては、たとえ個人が識別されないとしても、被処分者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

被処分者は公務員であるが、これらの情報は、職務遂行に関する情報であるということは困難であることから、同号ただし書ウに該当しない。

③ 上申書及び意見書

当審査会が見分したところ、作成年月日、学校名、校長氏名、校長の印影（公印及び個人印）及び本文からなることが認められた。本文の中には、校長の意見、被処分者名、非違行為の概要等が記載されている。

以下、下記の区分ごとに判断する。

なお、下記の区分を除く各情報については①事故速報カード及び事故報告書並びに②顛末書における各情報と同様に判断する。

r 校長の意見

本件実施機関が非公開とした情報は、被処分者に対する校長の評価や非違行為に対する校長の思いである。これらは、特定の個人が識別されるか、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため非公開とすべきである。

s 校長の印影（個人印）

本件実施機関は、校長の個人印が押印されたB事案からF事案までについて、当該印影をすべて非公開とした。

通常、公務員が職務で使用する印章は公務のために準備した印章であることから、その印影は条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開すべきである。しかし、B事案、C事案、E事案及びF事案における校長の印影（個人印）は、①dで述べたとおり、公開することにより被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべきである。

④ 顛末書確認の会の記録及び事情聴取の記録

当審査会が見分したところ、開催日時、開催場所、聴取者、被聴取者を記載した部分と聴取の内容を記載した部分があることが認められた。

本件実施機関は、「聴取した内容を公開することにより、今後、被処分者が公開されることをおそれて、事実をありのままに話すことに消極的になり、表面的なことしか話さなくなるなどのおそれがある。その結果、事故の内容や動機、背景などについて、具体的かつ詳細な情報が得られなくなり、処分の軽重の判断が困難になり、公正な人事管理業務に著しい支障を及ぼすおそれがある。」と主張し、顛末書確認の会の記録については聴取の内容等を、事情聴取の記録については表題を除くすべてを条例第7条第6号に該当するとして非公開としたが、事情聴取の記録に関しては、既に公表されている情報又は公開された情報から、聴取の内容以外の部分に公開可能なものがあることが認められた。

条例第8条第1項には、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分が容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定め、非公開情報が記録されている公文書であっても、当然に公文書全部を非公開にするのではなく、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが合理的に分離できるときは、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきと規定している。

したがって、事情聴取の記録に関して、表題を除くすべてを非公開とした判断は妥当ではない。

顛末書確認の会の記録及び事情聴取の記録に関しては、内容を個別に検討すべきであり、条例第7条第2号及び第6号該当性について、以下、下記の区分ごとに判断する。

なお、下記の区分を除く各情報については①事故速報カード及び事故報告書における各情報と同様に判断する。

t 開催日、開催場所及び参加者

開催日について、本件実施機関は、公開することにより処分日との関連が分かり、以後の確認の会の日程が推測され非公開性が保たれないと主張し、すべての事案に

において非公開としたが、処分日から事情聴取の日時が推測されるような一定のルールがあるとは認められず、仮に推測されたとしても、それにより非公開性が保てないという主張に合理性は認められないため、条例第7条第6号に該当しない。また、個人を識別できる情報でもないため、同条第2号にも該当せず公開すべきである。

開催場所については、本件実施機関は、事情聴取の記録において非公開とした、県教育事務所内など学校の特定につながらない場合には公開すべきであるが、公開することにより被害児童生徒が識別されるおそれがある場合には非公開とすべきである。

参加者は、顛末書確認の会にあっては、県教育委員会事務局職員、県教育事務所職員、関係市町村教育委員会の職員、被処分者の在籍校の校長及び被処分者であり、事情聴取にあっては、県教育委員会事務局職員、被処分者の在籍校の校長及び被処分者である。本件実施機関は、顛末書確認の会の記録にあっては、県教育委員会事務局職員及び地区担当をもたない県教育事務所の職員を除く職員の氏名について、事情聴取の記録にあってはすべての職員の氏名を非公開とした。

これら職員の氏名はいずれも条例第7条第2号ただし書ウに該当し公開すべきであるが、関係市町村教育委員会職員及び被処分者在籍校の校長の氏名は、被害児童生徒が識別されるおそれがあることから非公開とすべきである。また、被処分者名は、公表基準により本件実施機関から公表されているD事案を除き、①eのとおり非公開とすべきである。

u 聴取の内容

本件実施機関は、聴取の内容のすべてを非公開としている。

当審査会が見分したところ、非違行為の詳細な経緯や動機、被処分者の非違行為を行った当時及び現在の心境、被害児童生徒の言動、様子等が詳細に記載されており、懲戒処分を決定するための重要な資料となっていることが推測できる。

これらの情報は、通常、事後に一般に公開されることは前提とされておらず、被処分者や関係者においても公開されないことに対する合理的な期待があったものと考えるのが相当である。仮にその内容が公開されることになれば、被処分者や関係者の本件実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、今後、非違行為があった場合に、公開されることをおそれて事実をありのままに話すことに消極的になるなど、具体的かつ詳細な情報を十分に得られなくなるおそれがある。

氏名が公開されなくても、被処分者は、関係者にわかってしまうのではないかというおそれを抱くことにより同様の事態となることは容易に想像される。その結果、処分の対象となった事実を正確に把握できなくなり、ひいては公正かつ適正な人事管理業務及び今後の非違行為の再発防止を図る上で著しい支障が生じることから、条例第7条第6号に該当する情報と認められ、非公開とすべきである。

5 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

本件は、同一の実施機関における決定でありながら、公開・非公開の判断基準が一定でないものと見受けられる。また、本来非公開とされるべき情報が公開されているなど、公開決定等の期間を延長したにもかかわらず十分精査した上で決定したとは認めがたい。今後、公文書公開請求にかかる決定の判断に当たっては、内部的な意思統一を図るとともに慎重かつ丁寧な対応を行うよう求めるものである。

第6 審査経過

平成24年（2012年）	12月12日	諮問
平成25年（2013年）	1月16日	審議
	3月4日	理由説明書受領
	3月6日	審議
	3月14日	意見書受領
	4月25日	審議
	6月6日	審議
	8月8日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	9月10日	審議
	10月30日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	12月11日	審議
平成26年（2014年）	2月7日	審議
	3月19日	審議
	5月15日	審議
	6月19日	審議
	8月4日	審議
	9月18日	審議
	10月29日	審議
	12月15日	審議終結